

総合評価落札方式に係る技術資料の作成要領

工事名：館之馬場通線築造工事（その3）

1. 様式の記入要領

評価項目		様式	記入要領・添付資料
① 企 業 の 施 工 能 力	ア　過去10年間(年度)の同種工事の施工実績の状況	様式1	<p>① 同種工事とは、公共工事の土木一式工事（港湾工事、PC橋工事及びトンネル工事を除く）とする。</p> <p>② 上記のうち、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに完成した請負金額（JVの場合は全体金額）1億円以上の元請工事完成実績（JVの場合は出資比率が15%以上あるもの）について記入すること。なお、複数の実績がある場合は、直近の2件について記入すること。</p> <p>③ <u>施工実績については、CORINSの工事カルテ及び竣工時工事カルテ受領書等の写し、若しくは、発注機関からの施工証明等、工事実績が確実に確認できる書類を添付すること。</u></p>
	イ　本市が発注した土木一式工事における過去3年間(年度)に完成した工事の成績評定点と別表2の年度別評定平均点との差の工事1件当たりの平均値	様式2	<p>① 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完成した本市（公営企業を除く）発注の土木一式工事（単価契約及び降灰除去工事を除く）全てについて記入すること。</p> <p>② 評定点は、工事成績通知書の評定点を記入すること。</p> <p>③ 評定平均点は、記載した工事全部の完成年度の年度別平均点を別表2（公告に有）から記入すること。</p> <p>④ 差分は、評定点から評定平均点を引いて記入すること。</p> <p>⑤ 平均値は、記載した工事全部の差分を足して、記載した工事件数で割った数値を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）</p>
	ウ　品質マネジメントシステム（ISO9001）の取得状況	様式9	<p>① 本公告日現在におけるISO9001の取得状況について記入すること。</p> <p>② 取得している場合には、認定登録証の写しを添付すること。 <u>登録証だけで適用サービスが確認できない場合は、付属書も添付すること。</u></p>
エ　国、県又は本市における過去10年間(年度)の企業表彰実績		様式3	<p>① 平成26年4月1日から令和6年3月31日までに単独の元請又は共同企業体の構成員（15%以上の出資比率）として完成了土木一式工事（港湾工事、PC橋工事及びトンネル工事を除く）において、国土交通省の各地方整備局発注工事、鹿児島県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づく優良工事表彰又は鹿児島市優良工事等表彰を受けた実績について記入すること。</p> <p>ただし、本公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知書等含む。）</p> <p>なお、複数の実績がある場合は、直近の2件について記入すること。</p> <p>② 表彰状の写し（申請日までに表彰状を受け取っていない場合は、表彰決定通知書等の写し）及び当該工事の受注・施工が確認できるCORINSの工事カルテ等の書類を添付すること。</p>

評価項目		様式	記入要領・添付資料
① 企業の施工能力	オ 本市発注土木一式工事の受注の状況(当年度受注額／過去3年間(年度)の平均受注額)	様式4	<p>① 令和3年4月1日から本公告日までに落札した本市(公営企業を除く)発注の全ての土木一式工事(単価契約及び降灰除去工事を除く)について記入すること。</p> <p>② 受注比率は、当年度受注額合計を過去3年度間の平均受注額で割った数値を記入すること。(小数点以下第4位を四捨五入)</p> <p>③ CORINSの登録内容確認書等は不要。</p>
	カ 過去1年間の指名停止等の状況	様式10	<p>本公告日の直前1年間(令和6年2月7日から令和7年2月6日まで)に指名停止又は入札参加除外措置を受けた期間がある場合に記入する。</p> <p>(※指名停止等の月数×0.1を減点する。ただし、1か月に満たない場合は、1か月とする。)</p>
② 配置技術者	ア 配置予定技術者の過去10年間(年度)の同種工事の施工経験の状況	様式5	<p>① 同種工事とは、公共工事の土木一式工事(港湾工事、PC橋工事及びトンネル工事を除く)とする。</p> <p>② 本工事に配置予定の技術者が施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人に限る。)を有する工事のうち、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに完成した請負金額(JVの場合は全額)が1億円以上の元請工事完成実績(JVの場合は出資比率が15%以上のあるもの)について記入すること。なお、複数の実績がある場合は、直近の2件について記入すること。</p> <p>③ 施工実績については、CORINSの工事カルテ及び竣工時工事カルテ受領書等の写し、若しくは、発注機関からの施工証明等、工事実績が確実に確認できる書類を添付すること。</p> <p>④ 全体工期の半分以上従事した工事のみ対象とする。</p>
	イ 本市が発注した土木一式工事における過去3年間(年度)に完成した工事の成績評定点と別表2の年度別評定平均点との差の工事1件当たりの平均値	様式6	<p>① 本工事に配置予定の技術者が施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人に限る。)を有する工事のうち、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完成した本市(公営企業を除く)発注の全ての土木一式工事(単価契約及び降灰除去工事を除く)について記入すること。</p> <p>② 配置予定技術者の役職名には、当該工事における配置予定技術者の役職を記入すること。</p> <p>③ 評定点は、工事成績通知書の評定点を記入すること。</p> <p>④ 評定平均点は、記載した工事全部の完成年度の年度別平均点を別表2(公告に有)から記入すること。</p> <p>⑤ 差分は、評定点から評定平均点を引いて記入すること。</p> <p>⑥ 平均値は、記載した工事全部の差分を足して、記載した工件数で割った数値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)</p> <p>⑦ 施工実績について、当該工事における配置技術者であることが確認できる工程表等の写しを添付すること。</p> <p>⑧ 全体工期の半分以上従事した工事のみ対象とする。</p>

評価項目		様式	記入要領・添付資料
② 配 置 技 術 者	ウ 国、県又は本市における過去10年間(年度)の表彰実績	様式7	<p>① 平成26年4月1日から令和6年3月31日までに完成した土木一式工事において、国土交通省の各地方整備局の優秀現場代理人・主任(監理)技術者表彰(局長表彰、事務所長表彰)、鹿児島県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づく優秀技術者表彰又は鹿児島市優良工事等表彰を受けた実績について記入すること。</p> <p>ただし、本公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知書等含む。)</p> <p>なお、複数の実績がある場合は、直近の2件について記入すること。</p> <p>② 表彰を受けた工事の施工時点に所属していた会社が該当するものに○を記入すること。</p> <p>③ 表彰状の写し(申請日までに表彰状を受け取っていない場合は、表彰決定通知書等の写し)及び当該工事の工種が確認できるCORINSの「登録内容確認書」又は「竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ」等の書類を添付すること。</p>
	エ 担い手育成加算(条件付き加算)	様式8	<p>① 加算を希望する項目のいずれか一つに○を記入すること。加算を希望する項目については、年齢や性別確認のため、標準報酬決定通知書等の写しを提出すること。</p> <p>② <u>令和6年4月1日現在の満年齢を記入すること。</u> 告示別表1の評価基準の満年齢区分は生年月日が次の者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満40歳未満:昭和59年4月3日以降の者 ・満40歳以上45歳未満: 昭和54年4月3日から昭和59年4月2日までの者 ・満45歳以上:昭和54年4月2日までの者 <p>③ 配置予定技術者について、平成31年4月1日から令和6年3月31日までにおいて、本市(公営企業を除く)が発注した土木一式工事(単価契約及び降灰除去工事を除く)の完成した工事の従事実績(監理技術者、主任技術者、現場代理人に限る)、または、国若しくは県から受けた表彰の実績について記入すること。</p> <p>④ 従事実績について、当該工事における配置技術者であることが確認できる工程表等の写しを添付すること。</p> <p>⑤ 表彰実績について、表彰状の写し(申請日までに表彰状を受け取っていない場合は、表彰決定通知書等の写し)及び当該工事の受注・施工が確認できるCORINSの「登録内容確認書」又は「竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ」等の書類を添付すること。</p>
	オ 過去1年間(年度)のC P D S(1級土木施工管理技士)単位取得状況	様式8	<p>① C P D Sの評価は1級土木施工管理技士有資格者の継続学習教育に限って評価する。</p> <p>② 令和5年度に全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(C P D S)で取得した単位数を記入すること。</p> <p>③ (一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴を証明する証明書の写しを添付すること。なお、連合会に証明書を申請する際は、証明日欄には前年度末日(令和6年3月31日)を記載し、証明期間は過去1年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)を記載すること。</p> <p>④ 1級土木施工管理技士の合格証明書等の写しを添付すること。</p> <p>⑤ 上記連合会以外の証明書(研修会主催者が発行する受講証明等)は対象外とする。</p>

評価項目		様式	記入要領・添付資料
③ 地域貢献・社会性	ア 本市と「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している団体への加入状況	様式9	<p>① 大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体への加入状況について記入すること。</p> <p>② 加入している場合は、加入団体名を記入すること。</p> <p>③ 証明書は不要。</p>
	イ 環境マネジメントシステム(ISO14001)等の取得状況	様式9	<p>① 本公告日現在における「ISO14001」等の取得状況について記入すること。</p> <p>② <u>取得している場合には、登録証又は認定証等の写しを添付すること。登録証だけで適用サービスが確認できない場合は、附属書も添付すること。</u></p> <p>③ 「ISO14001」を取得している場合は、エコアクション21以下の欄は記入不要。</p>
	ウ 直前1年間ににおけるボランティア活動による地域貢献の実績	様式9	<p>① 本公告の日の直前1年間（令和6年2月7日から令和7年2月6日まで）に事業所として実施した<u>本市内の公共施設等へのボランティア活動（ただし、競技大会や賞品があるものは除く）</u>について記入すること。</p> <p>② 活動場所は鹿児島市内の公共施設等に限る。</p> <p>③ 対象となる活動内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の日、橋の日、海の日等の愛護活動 ・道路、河川、水路、海岸、学校等の清掃作業（本社等の軒先部分のみの清掃など、社会通念上ボランティア清掃と言い難いものを除く。） ・学校、社会福祉施設等の設備点検・補修（無償のものに限る） ・公園施設等の遊具点検・補修（無償のものに限る） ・学校行事、地域のイベント活動等に係る会場設営、重機提供等 ・通学路等の安全パトロール（複数日実施でも1回とみなす。） ・行方不明者の捜索活動 ・インターナンシップの受入 <p>④ <u>実施したものについては、新聞記事（記事の部分だけでなく掲載紙、掲載日が確認できるもの）、主催者・管理者等からの証明書（任意様式で可）、写真（日付のあるもの）など、活動内容及び活動場所等が確認できるものを添付すること。（事業所自身で作成した証明書は不可。また、主催者、管理者等がいる場合は、写真のみの添付は不可。）</u></p>

評価項目		様式	記入要領・添付資料
③ 地 域 貢 献 ・ 社 会 性	エ 障害者の雇用状況	様式10	<p>① 本公告日現在における障害者の雇用状況について記入すること。</p> <p>② 法定雇用義務がある場合は、①の記載内容を確認できる<u>地方労働局等に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し（受付印が押印してあるもの又は電子申請によるものは登録完了の確認できる書類）</u>と障害者手帳の写し及び社員であることが確認できる標準報酬決定通知書等の写しを添付すること。</p> <p>③ 法定雇用義務がない場合で、障害者を雇用している場合は、<u>障害者手帳の写し及び社員であることが確認できる標準報酬決定通知書等の写し</u>を添付すること。</p> <p>④ 後期高齢者医療制度に該当し、社員であることが確認できる標準報酬決定通知書等の写しが添付できない場合は、事業所名の記載がある直近3ヵ月分の出勤簿・給与明細等の書類を添付すること。</p> <p>⑤ 法定雇用率は2.5%とする。</p>
	オ 過去5年間ににおける新規学卒者の雇用状況	様式10	<p>① 本公告日現在の新規学卒者の雇用状況を記入すること。</p> <p>② 「新規学卒者」とは、学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業し、平成31年4月1日から令和6年3月31日に雇用された者（卒業から3年以内に雇用）で、公告日現在常用雇用している者を対象とする。</p> <p>③ <u>卒業証明書の写し及び社員であることが確認できる標準報酬決定通知書等の写し</u>を添付すること。</p>
	カ 鹿児島県協力雇用主会等への登録状況	様式10	<p>① 本公告日現在の鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）への登録状況を記入すること。</p> <p>② <u>証明書は不要。</u></p>

2. 留意する事項

- (1) 技術資料は、パソコンでデータ入力し出力したもの又は容易に消去することができない筆記用具で記載したもので提出すること。
- (2) 提出後の技術資料の修正は、提出期間内に限り認める。ただし、技術資料に不明な点がある場合は、追加資料を求める場合がある。
- (3) 専任配置予定の技術者等調書及び技術資料に記入した配置予定技術者は、病気、退職等の極めて特別な理由がない限り変更できない。